　負担割合について（２割・３割判定基準）

　毎年８月１日に前年の１月～12月の課税所得等の内容に応じて負担割合が２割もしくは３割になっています。下記のフォローチャートでご確認ください。

世帯に住民税課税所得※1 が１４５万円以上の70 ～74歳の国保被保険者がいる。

いいえ

はい

国保に加入している70～74歳の方の人数が

● １人の場合・・・収入金額の合計が３８３万円未満

● ２人の場合・・・収入金額の合計が５２０万円未満

はい

いいえ

旧国保被保険者※２を含めた収入合計が５２０万円未満

はい

いいえ

２割

３割※３

※１　住民税課税所得（課税標準額）とは、市県民税納税通知書に記載されています。

※２　旧国保被保険者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方のことです。

※３　ただし、世帯内の70～74歳の国保被保険者の基準総所得（前年の総所得金額等－４３万円）の合計額が２１０万円以下の場合は２割負担となります。